

日田市過疎地域持続的発展計画（案）について（概要）

1. 目的・理由

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日付けで施行され、あわせて日田市は全域が過疎地域として公示されました。

この法律は、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するため必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、過疎地域の持続的発展を支援するとされているものです。

過疎地域の市町村が、市町村計画に基づいて行う過疎対策については、財政上の特別措置を受けることができることから、日田市においても、議会の議決を経て地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標等について定める過疎地域持続的発展市町村計画を定めることとしました。

よって、日田市のまちづくりを進めるための指針である第6次日田市総合計画に基づいて持続的発展に繋がる、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上等の取組をまとめ、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とする「日田市過疎地域持続的発展計画（案）」を策定します。

2. 内 容

- 1 基本的な事項
- 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 3 産業の振興
- 4 地域における情報化
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保
- 6 生活環境の整備
- 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 8 医療の確保
- 9 教育の振興
- 10 集落の整備
- 11 地域文化の振興等
- 12 再生可能エネルギーの利用の推進
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

4. 策定予定日

令和3年9月下旬